係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年度都道府県五十・〇％分」という。）	
五　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成九年度から平成二十九年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
	［削る］
	(1)～(20)　［略］
	(21)　平成二十九年度減収補塡債
六　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成九年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
	［削る］
	(1)　平成九年度において発行を許可された臨時財政特例債（以下この表及び別表第一において「平成九年度臨時財政特例債」という。）
	(2)　平成十年度において発行を許可された臨時財政特例債（以下この表及び別表第一において「平成十年度臨時財政特例債」という。）
	(3)　平成十一年度において発行を許可された臨時財政特例債（以下この表及び別表第一において「平成十一年度臨時財政特例債」という。）
	(4)　平成十二年度において発行を許可され

予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
五　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成八年度から平成二十八年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
	(1)　平成八年度減収補塡債
	(2)～(21)　［同上］
	［新設］
六　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成八年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
	(1)　平成八年度において発行を許可された臨時財政特例債（以下この表及び別表第一において「平成八年度臨時財政特例債」という。）
	［新設］
	［新設］
	［新設］
	［新設］